

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 7 4 号

令和 3 年度の無糖れん乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。以下「無糖れん乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和3年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0402.91-121、0402.91-210）

無糖れん乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0402.91号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 令和4年3月31日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

ただし、第5の1及び2に係る申請書の受付けについては、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の1及び2に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和3年4月1日（木）から同年4月9日（金）まで

(2) 令和4年2月1日（火）から同年2月3日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省又は内閣府沖縄総合事務局へ必着とする。

(宛先)

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【第5の1及び2に該当する者】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【第5の3に該当する者】

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 需給班宛

第5 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

1 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を自ら輸入し、かつ、販売又は使用

する者であって、令和元年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者。なお、販売することを目的に輸入する場合は、自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること。

2 沖縄県の区域内において、無糖れん乳を原料とした製品を製造し、かつ、販売する者

3 当該物品を原料とした製品を製造する者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の資格により申請する者のうち、割当物品を販売する者

(1) 輸入実績を証する書類

ただし、今年度に既に割当を受けた者が2回目以降の申請を行う場合は添付を必要としない。

ア 前年度に無糖れん乳の関税割当を受けた者は、前年度の関税割当証明書の写真

イ ア以外の者は、輸入申告書及び税関の輸入許可通知書の写真

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の写真を添付する。

(2) 輸入実績及び販売実績数量等一覧表（別記様式1-1）

(3) 無糖れん乳を自己の名と計算により輸入することが確実であることを証する書類（別記様式2）

(4) ア又はイいずれかの書類

ア 株式上場会社は、直近1か年の有価証券報告書

イ ア以外の者は、次の書類

(ア) 事務所の不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写真

(イ) 本申請を担当する役員及び職員の源泉徴収票の写真

(ウ) 納税申告書（税務署に提出した添付書類を含む。領収書等をもって代用することは認めない。）

(エ) 直近 1 か年の決算報告書（付属明細書を含む。）

(5) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

(6) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（登記のされていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 第 5 の 1 の資格により申請する者のうち、割当物品を原料とした製品を製造する者、第 5 の 2 及び 3 の資格により申請する者

(1) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式 1－1）

(2) 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

(3) 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式 1－2）

(4) 申請者が団体又は法人の場合は登記事項証明書の写し（原本）（登記のされていない団体にあつては、団体規約及び構成員名簿）、個人事業者の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、過去に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において内容に変更のない場合は添付を必要としない。

第 7 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第 6 に定める書類のほか、2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 1－3）を提出するものとする。

ただし、第 6 に定める書類（1 の(5)及び 2 の(2)を除く。）のうち、その

記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、関税割当数量の範囲内において、輸入実績数量、販売実績数量及び販売計画数量等を勘案し、第5の1及び2の申請者ごとの数量を定めた後、関税割当数量から第5の1及び2の申請者に割り当てた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、令和元年度の製造実績数量及び在庫数量、令和2年度の製造計画数量等を勘案し、第5の3の申請者ごとの数量を定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

- 1 本関税割当てを受けた者は、令和4年4月15日（金）までに、割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式3）を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に1部提出する。
- 2 1の書類は、電子媒体により提出することができる。
宛先：kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）

とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の1及び2に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。

3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により提出する。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は「関税割当数量の返還について」（別記様式1－4）を、一部数量の再発給を希望する場合は、関税割当申請書（省令別記様式第一）及び再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

5 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の1及び2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を生産局長に提出することができる。

6 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）

に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。

- 7 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 8 令和2年度内に割当数量の全量について通関すると認められない者に対して、関税割当証明書の返納（残存数量の全部又は一部）を求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)